

令和6年の活動状況

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	21
1	概 況	21
2	不当労働行為事件取扱一覧表	28
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	29
第2	労働組合の資格審査	31
1	概 況	31
2	労働組合資格審査取扱一覧表	33

第1部 概 要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各種名簿	6
1	委員名簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8

第 1 活 動 概 要

令和 6 年の当委員会は、第 48 期委員により運営され、総会を 24 回、公益委員会議を 21 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりである。

令 和 6 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
	調 整	実情調査		
取扱件数	6 (4)	114 (110)	10 (3)	14 (8)
終結件数	5 (3)	106 (102)	6 (1)	10 (5)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

令和 6 年は、第 48 期委員により運営された。

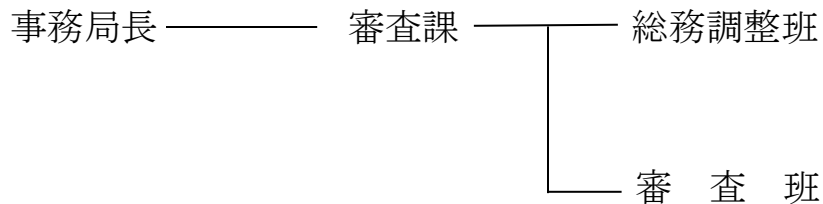
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。令和 6 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 27 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、令和 6 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 13 人である。

【組 織 図】



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第2及び第4木曜日を定例会日としている。

なお、令和6年は、第1691回から第1714回までの24回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、令和6年は、第1677回から第1697回までの21回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、14都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

令和6年は、「今後の労働委員会の新たな役割」について検討が進められるとともに、事例の紹介、検討等が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第48期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
 令和5年10月5日任命 50音順
 (令和6年12月31日現在)

区分	氏名	現職	任命年月日 在任期間
公益委員	秋吉秀剛	兵庫県公館長 ※	令和 5.10. 5 48期
	浅田修宏	弁護士	令和 3.10. 1 47期～48期
	大内伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19. 8. 2 40期～48期
	○関根由紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 23. 8. 18 42期～48期
	中村衣里	弁護士	令和 6. 5. 1 48期
	藤森泰宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造 協会副理事長兼事務局長 ※	令和 4. 5. 1 47期～48期
	◎米田耕士	弁護士	平成 19. 8. 2 40期～48期
労働者委員	大野義政	全日本自治団体労働組合 兵庫県本部特別執行委員	令和 5.10. 5 48期
	奥村比左人	三菱重工グループ労働組合連合会 神船地区本部顧問	平成 27. 9. 8 44期～48期
	尾野哲男	JAM山陽特別執行委員	平成 29. 9. 26 45期～48期
	長谷川尚吾	日本製鉄広畑労働組合組合長	令和 3.10. 1 47期～48期
	長谷川孝之	関西電力労働組合兵庫地区本部 執行委員長	令和 5.10. 5 48期
	原健二	UAゼンセン兵庫県支部参与	令和 5. 1. 12 47期～48期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	河 野 忠 友	カワノ株式会社代表取締役社長	平成 29. 9. 26 45 期～48 期
	白 石 順	株式会社サージ・コア顧問	令和元. 9. 26 46 期～48 期
	武 井 宏 之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長	令和 3.10. 1 47 期～48 期
	坪 田 一 夫	姫路経営者協会相談役	平成 29. 9. 26 45 期～48 期
	林 直 樹	兵庫県経営者協会顧問	令和 3.10. 1 47 期～48 期
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社顧問	平成 25. 8. 27 43 期～48 期
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社会長	平成 25. 8. 27 43 期～48 期

※印は元職を示す。

第 48 期 退任委員

区 分	氏 名	委員退任当時の職	退任年月日 在任期間
労働者委員	森 山 政 行	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和 6. 9. 30 47 期～48 期

2 あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
秋吉秀剛	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県公館長 ※	令和5年10月5日
浅田修宏	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和3年10月1日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
中村衣里	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和6年5月9日
藤森泰宏	兵庫県労働委員会公益委員 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 副理事長兼事務局長 ※	令和4年5月19日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成19年8月2日
大野義政	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員	令和5年10月5日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区 本部顧問	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM山陽特別執行委員	平成29年9月26日
長谷川尚吾	兵庫県労働委員会労働者委員 日本製鉄広畑労働組合組合長	令和3年10月1日
長谷川孝之	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	令和5年10月5日
原健二	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部参与	令和5年1月12日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
白石順	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社サージ・コア顧問	令和元年9月26日
武井宏之	兵庫県労働委員会使用者委員 学校法人武井育英会育英高等学校理事長	令和3年10月1日
坪田一夫	兵庫県労働委員会使用者委員 姫路経営者協会相談役	平成29年9月26日

氏 名	現 職	委嘱年月日
林 直 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会顧問	令和3年10月1日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社社長	平成25年8月27日
岡 秀 次	兵庫県労働委員会公益委員 ※	令和元年9月26日
林 亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成30年4月12日
那 須 健	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成23年8月18日
服 部 圭 司	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成25年8月27日
森 山 政 行	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	令和3年10月1日
小 枝 隆 之	兵庫県労働委員会事務局長	令和6年4月11日
山 田 晋	兵庫県労働委員会事務局審査課長	令和5年4月13日

※印は元職を示す。

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

令和6年に取り扱った調整事件は6件であり、全てあっせんであった。前年からの繰越しは2件、新規申請は4件であった。

終結件数は5件で、令和7年への繰越しは1件であった（第1表参照）。

(2) 取扱事件

令和6年の取扱事件6件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、「団交促進」が6件、「賃金等」が5件、「経営又は人事」及び「その他」が各4件、「協約の効力・解釈」及び「賃金以外のその他労働条件」が各1件である（第2表参照）。

イ 申請者別では、全て労働組合からであった（第3表参照）。

ウ 地区別では、神戸地区及び阪神南地区が各2件、東播磨地区及び淡路地区が各1件となっている（第5表参照）。

エ 業種別では、「医療、福祉」が4件、「その他」が2件となっている（第6表参照）。

オ 企業規模別では、「49人以下」が2件、「50～99人」、「300～499人」、「500～999人」及び「1,000人以上」が各1件となっている（第7表参照）。

(3) 終結状況

令和6年に終結した5件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分は、解決が2件、打切りが3件となっており、解決率（解決件数の終結件数（取下げを除く）に対する割合）は40.0%となっている（第8表参照）。

イ 終結までに要した日数を見ると、「20～29日」が3件、「1～4日」及び「30～49日」が各1件となっており、平均所要日数は、21.6日となっている（第9表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越し	2	2	—
新規申請	4	3	1
計	6	5	1

第2表 調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	—
	(b) 協約の締結・改定	—
	(c) 協約の効力・解釈	1
賃金等	(d) 賃金増額	—
	(e) 一時金	—
	(f) 諸手当	3
	(g) 退職金	1
	(h) その他	1
	小計	5
賃金以外の 労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	1
	小計	1
経営又は人事	(l) 事業廃止・縮小	1
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	1
	(o) 解雇	1
	(p) その他	1
	小計	4
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	6	
(s) その他	4	
計		21

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	6	—	—	6

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	6

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	2	2	—	1	—	—	—	—	—	1	6

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	2	6

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	2	1	—	—	1	1	1	6

第8表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	解 決	取下げ	打切り	計
件 数	2	—	3	5

第9表

調 整 所 要 日 数 別 終 結 件 数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	—	1	—	—	3	1	—	5	21.6

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
令5 (調) 13	医 療 業	5.12. 4 (5.12.21)	労	誠実な団体交渉の 実施(事業譲渡後の 労働条件の提示等)	6. 1.17 解決	加古川市
14	社会保険・社会 福祉・介護事業	5.12. 4 (5.12.28)	〃	誠実な団体交渉の 実施(休業補償及び 未払い賃金等の支 払い)	6. 1.23 解決	神戸市
令6 (調) 1	社会保険・社会 福祉・介護事業	6. 2.22 (6. 3.12)	〃	誠実な団体交渉の 実施(団交応諾)	6. 3.12 打切り (被申請者 不同意)	西宮市
2	医 療 業	6. 4. 1 (6. 5. 2)	〃	誠実な団体交渉の 実施(栄養科職員の 配置転換及び退職 金)	6. 5.22 打切り (あっせん 不調)	神戸市
3	水 道 業	6.10.25 (6.11.13)	〃	誠実な団体交渉の 実施(交渉確認書に 基づく通勤手当の 運用)	6.12.13 打切り (あっせん 不調)	南あわじ市
4	廃棄物処理業	6.12.20 (-)	〃	誠実な団体交渉の 実施(賞与の支給及 び労働条件変更の 是正)	(繰越し)	西宮市
計		6件				

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	21
1	概況	21
2	不当労働行為事件取扱一覧表	28
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	29
第2	労働組合の資格審査	31
1	概況	31
2	労働組合資格審査取扱一覧表	33

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

令和6年に取り扱った不当労働行為事件は10件であった。そのうち、前年からの繰越しは7件、新規申立ては3件であった。

終結件数は6件で、前年からの繰越しのうち2件、新規申立てのうち2件、合わせて4件が令和7年に繰越しとなった（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

令和6年の新規申立件数3件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件、2・3号事件及び1・2・3号事件が各1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが3件となっている。

ウ 地区別では、神戸地区が2件、阪神南地区が1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、「旅客運送業」、「教育、学習支援業」及び「医療、福祉業」が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、「49人以下」、「100～199人」及び「200～299人」が各1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

令和6年に終結した6件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越し事件が5件、新規申立事件が1件であり、終結区分別では、「命令・決定」が1件、「和解・取下げ」が5件となっている（第9表参照）。

終結率（終結件数の取扱件数に対する割合）は、60パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、「命令・決定」が606日、「和解・取下げ」の最長が460日、最短が270日、総平均が401日となっている（第10表参照）。

第1表

取 扱 件 数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	7	5	2
新規申立て	3	1	2
計	10	6	4

第2表

申 立 事 項 別 件 数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	1	3
3号（支配介入）	—	—	—
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	2	—	2
1号と3号の複合したもの	1	—	1
2号と3号の複合したもの	2	1	3
1号と2号と3号の複合したもの	—	1	1
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	7	3	10

(注) 「申立事項欄」の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	—	—
		賃金等の差別	1	—	1
		仕事上の差別	—	1	1
		配転	—	—	—
		その他	2	—	2
		小計	3	1	4
2号	団体交渉の拒否	6	3	9	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	1	1
		協定不履行	1	1	2
		組合弱体化工作	3	2	5
		脱退強要	—	1	1
		就労拒否	—	—	—
		小計	4	5	9
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		13	9	22	

(注) 1 「申立理由欄」の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計上は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	—	—	—
配置転換の撤回	1	—	1
不利益取扱いの撤回	3	—	3
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	1	1
団体交渉の応諾	6	3	9
支配介入の禁止	1	2	3
謝罪文の掲示・手交	4	1	5

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	1	—	—	—	—	—	—	3	—	2	1	—	7
新規申立て	—	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	4	2	1	—	—	—	—	—	—	—	7
新規申立て	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3

第7表 業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	1	—	—	—	2	2	1	—	1	7
新規申立て	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3
計	—	2	—	—	—	3	3	1	—	1	10

第8表 企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	1	3	1	1	—	1	—	7
新規申立て	1	—	1	1	—	—	—	3
計	2	3	2	2	—	1	—	10

第9表 終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	—	—	1	—	1	3	—	1	4	5
新規申立て	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1
計	—	—	1	—	1	3	1	1	5	6

第10表 終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	606	—	606
和解・取下げ	460	270	360
総 平 均	—	—	401

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	終結区分	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
令4 (不)2	水 道 業	取 下 げ (関 与 和 解)	回 13	回 —	人 —	回 —	日 460
令5 (不)1	社会保険・社会 福祉・介護事業	命 令 (棄 却)	7	2	1 (1)	—	606
3	教育、学習支援業	取 下 げ (関 与 和 解)	7	—	—	—	361
4	社会保険・社会 福祉・介護事業	取 下 げ (関 与 和 解)	8	—	—	—	420
6	廃棄物処理業	取 下 げ	7	—	—	—	270
令6 (不)1	教育、学習支援業	取 下 げ (無関与和解)	4	—	—	—	289

(注) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
令5 (不)5	道 路 旅 客 運 送 業	回 7	回 1	人 3	回 —	日 489
7	教 育 、 学 習 支 援 業	7	—	—	—	406
令6 (不)2	道 路 旅 客 運 送 業	5	—	—	—	254
3	社会保険・社会福祉・介護事業	3	—	—	1	184

(注) 係属日数は、令和6年末までの数値である。

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業 種 名	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
令4 (不)2	水 道 業	2・3	組合	4.10.27	団交拒否 支配介入	6.1.29	取下げ (関与和解)	神戸市
令5 (不)1	社会保険・社会 福祉・介護事業	1・2	組合	5.1.23	不利益取扱 団交拒否	6.9.19	命令 (棄却)	川西市
3	教育、学習支援業	2・3	組合	5.8.25	団交拒否 支配介入	6.8.19	取下げ (関与和解)	神戸市
4	社会保険・社会 福祉・介護事業	1・2	組合	5.8.29	不利益取扱 団交拒否	6.10.21	取下げ (関与和解)	芦屋市
5	道路旅客運送業	1・3	組合 個人	5.8.31	不利益取扱 支配介入			尼崎市
6	廃棄物処理業	2	組合	5.10.2	団交拒否	6.6.27	取下げ	神戸市
7	教育、学習支援業	2	組合	5.11.22	団交拒否			神戸市
令6 (不)1	教育、学習支援業	2・3	組合	6.2.22	団交拒否 支配介入	6.12.6	取下げ (無関与和解)	神戸市
2	道路旅客運送業	1・2・3	組合	6.4.22	不利益取扱 団交拒否 支配介入			西宮市
3	社会保険・社会 福祉・介護事業	2	組合	6.7.1	団交拒否			神戸市
計		10 件						

(注) 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、令和7年における審査の期間の目標及び令和6年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 令和7年における審査の期間の目標

当委員会は、令和7年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ 標準的な事件 1年

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 令和6年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	— 件	— 件	— 件
標準的な事件	10	6	4
特に複雑な事件	—	—	—
計	10	6	4

イ 審査期間の状況（令和6年中に終結した事件）

《標準的な事件》

終 結 区 分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	606 日	— 日	606 日
和 解 ・ 取 下 げ	460	270	360
総 平 均	—	—	401 (約13月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（令和6年中に終結した事件）

事件 番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備考
令4 (不)2	取 下 げ (関 与 和 解)	日 460	回 13	回 —	回 —	人 —	標準
令5 (不)1	命 令 (棄 却)	606	7	2	—	1 (1)	標準
3	取 下 げ (関 与 和 解)	361	7	—	—	—	標準
4	取 下 げ (関 与 和 解)	420	8	—	—	—	標準
6	取 下 げ	270	7	—	—	—	標準
令6 (不)1	取 下 げ (無 関 与 和 解)	289	4	—	—	—	標準

(注) 1 「尋問証人数」欄の（ ）内は、延べ人数である。

(注) 2 「備考」欄は、(1)の区分を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

令和6年に取り扱った労働組合の資格審査は14件で、その内訳は、前年からの繰越しが6件、新規申請が8件であった。新規申請の理由別内訳は、不当労働行為が4件、委員推薦が1件、法人登記が3件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に10件（適合決定5件、打切り5件）が終了したので、4件が令和7年に繰越しとなった（第2表参照）。

適合決定された5件（不当労働行為1件、委員推薦1件、法人登記3件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 し	—	6	—	—	6
新 規 申 請	1	4	3	—	8
計	1	10	3	—	14

第2表

申請理由別、終結区分別件数

区 分		委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数		1	10	3	—	14
終 結 件 数	打 切 り	—	5	—	—	5
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	適 合 決 定	1	1	3	—	5
	不 適 合 決 定	—	—	—	—	—
	計	1	6	3	—	10
翌年への繰越件数		—	4	—	—	4

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	1	1	3	—	5
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区 分	1号 (名称)	2号 (所在地)	3号 (均等 取扱)	4号 (組合員 資格)	5号 (役員 選挙)	6号 (総会 開催)	7号 (会計 報告)	8号 (罷業 開始)	9号 (規約 改正)	傘 下 組 合 の 規 約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
令和4年 (資)第7号事件	393	4.11.7	不	6.1.29	打切り
令和5年 (資)第2号事件	90	5.1.23	不	6.9.12	適合
令和5年 (資)第17号事件	125	5.8.25	不	6.8.19	打切り
令和5年 (資)第18号事件	85	5.9.7	不	6.10.21	打切り
令和5年 (資)第19号事件	116	5.10.2	不	6.6.27	打切り
令和5年 (資)第20号事件	36	5.11.22	不		
令和6年 (資)第1号事件	180	6.1.12	不		
令和6年 (資)第2号事件	97	6.2.22	不	6.12.6	打切り
令和6年 (資)第3号事件	45	6.4.22	不		
令和6年 (資)第4号事件	25	6.7.12	不		
令和6年 (資)第5号事件	420	6.10.4	法	6.11.7	適合

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
令和6年 (資)第6号事件	26	6.10.7	法	6.10.24	適合
令和6年 (資)第7号事件	851	6.10.29	委	6.11.7	適合
令和6年 (資)第8号事件	24	6.12.10	法	6.12.26	適合
計	14 件				

(注) 1 「係属」の「事由」欄の「委」とは「委員推薦」、「不」とは「不当労働行為」、「法」とは「法人登記」を意味する。

2 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。